

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によって公告する。

令和8年2月19日

広島県知事 横 田 美 香

県一般8第6号

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

広島県防災ヘリコプター 1式

(2) 購入件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和10年12月28日(木)

(4) 納入場所

広島県三原市本郷町善入寺94-22

広島県防災航空センター

(5) 入札方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目		内容
仕様書	仕様書要件への対応状況	様式第1号
ランニング コスト	(部品費) 部品費・保守点検費	様式第2号
	エンジンオーバーホール	様式第2号
	(燃料費) 燃料費	様式第3号
性能	(構造) 座席数	様式第4号
	キャビン容積及びキャビン仕様について評価 客室ドア開口部について評価	様式第4号
		様式第4号

	左右開閉窓について評価	様式第4号
	最大全備重量について評価	様式第4号
	(安全性) 機体の安全性について評価	様式第5号
	先進的安全装備について評価	様式第5号
	(性能) 空中消火能力について評価	様式第6号
	山岳救助能力について評価	様式第7号
	救急搬送能力について評価	様式第8号
	広域応援能力について評価	様式第9号
	(騒音) 騒音値	様式第10号
	(装備品) イリジウム衛星電話、動態管理システムについて 評価	様式第11号
	機外救助用ホイス装置について評価	様式第11号
	ヘリコプターテレビ電送システムについて評価	様式第11号
	装備品の重量	様式第1号
安定運航	(納期) 納入時期について評価	様式第12号及び13号
	(保証) 部品定額保証サービス提供の評価	様式第2号
	(支援体制) 技術支援体制について評価	様式第15号
	部品供給体制について評価	様式第16号
	(研修) 研修訓練体制について評価	様式第17号
	(点検・整備期間) 点検・整備日数について評価	様式第18号
	消防防災ヘリコプターにおける運航状況について 評価	—
	(運航委託先) 運航受託可能事業者について評価	様式第12号及び14号

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目		評価基準	配点
共通事項	仕様書	仕様書要件への対応状況(必須)	仕様書記載の要件に対応可能かを確認し、仕様要件を満たしていなければ失格	—
技術評価	ランニングコスト	(部品費) 部品費・保守点検費	20年間(総飛行時間6000時間)の部品費・保守点検費の合計額の低さに比例して評価	85
		エンジンオーバーホール	20年間(総飛行時間6000時間)に必要なエンジンオーバーホール費用の低さに比例して評価	20
		(燃料費) 燃料費	20年間(総飛行時間6000時間)の燃料費の低さに比例して評価	30
	性能	(構造) 座席数	最大席数に応じて評価	1
		キャビン容積及びキャビン仕様について評価	キャビン容積の大きさ、救急用担架1基装備時の席数、客室から荷物室への通貫仕様に応じて評価	4
		客室ドア開口部について評価	客室ドアの開口部の最大幅に応じて評価	1
		左右開閉窓について評価	操縦席及び客室の左右に、ヘルメットを被った状態で頭部を出すことが可能な開閉窓の設置を評価	1
		最大全備重量について評価	最大全備重量の大きさに応じて評価	1
		(安全性) 機体の安全性について評価	耐空性審査要領(改訂第61号)の適合項目数に応じて評価	5
		先進的安全装備について評価	安全性の向上につながる装備又は機能に応じて評価	7
		(性能) 空中消火能力について評価(必須)	投下水量の多さに比例して評価	5
		山岳救助能力について評価(必須)	吊上げ可能重量の多さに比例して評価	5
		救急搬送能力について評価(必須)	救急搬送時の余剰積載能力の大きさに比例して評価	5
		広域応援能力について評価(必須)	輸送可能距離の長さ按比例して評価	5
		(騒音) 騒音値	離陸、進入、上空通過の騒音値の低さに応じて評価	1
		(装備品) イリジウム衛星電話及び動態管理システムについて評価	イリジウム衛星電話及び動態管理システムについて、機外アンテナの設計やキャビン内の配置に応じて評価	2
		機外救助用ホイスト装置について評価	機外救助用ホイスト装置の吊上げ可能重量や巻き上げ速度に応じて評価	2
	ヘリコプターテレビ電送システムについて評価	ヘリコプターテレビ電送システムの設計、配置、重量等の提案内容に応じて評価	3	
	装備品の重量	装備品の重量の低さに応じて評価	2	
	安定運航	(納期) 納入時期について評価	納入時期の早さに応じて評価	3
(保証) 部品定額保証サービス提供の評価		部品定額保証サービスの提供があるかを評価	2	
(支援体制) 技術支援体制について評価		不具合発生時の電話連絡体制及び技術的な問い合わせに対する支援体制の提案内容に応じて評価	10	
部品供給体制について評価		国内での機体部品の供給状況、主要部品の供給までに要する標準的な期間等の提案内容に応じて評価	10	

	(研修) 研修訓練体制について評価	操縦士及び整備士に対する研修訓練体制、訓練教官、教材の提案に応じて評価	6
	(点検・整備期間) 点検・整備日数について評価	20年間の整備点検、耐空検査及び耐空検査と同時に実施する定期点検に要する日数の少なさに比例して評価	7
	消防防災ヘリコプターにおける 運航状況について評価	広島県が調査した令和2年度から6年度までの提案機と同機種の消防防災ヘリコプターの平均運航実績に応じて評価	8
	(運航委託) 運航受託可能事業者について評価(必須)	運航受託可能な事業者の数及び受託実績に応じて評価	4
合 計			300
価格評価の配分点			65
技術評価のうちランニングコストに係る配分点			135
技術評価のうち性能に係る配分点			50
技術評価のうち安定運航に係る配分点			50
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		65
ランニングコスト評価点	ランニングコストに係る各得点の合計		135
性能・安定運航評価点	性能や安定運航に係る各得点の合計		100
評価値	価格評価点 + ランニングコスト評価点 + 性能・安定運航評価点		300

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 性能・安定運航評価点に係る要求水準は50点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号(令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。)によって「08D航空機」及び「60E船舶・航空機の保守点検」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)で上記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
令和8年2月19日(木)から令和8年3月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）
電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県危機管理監危機管理課（広島県庁北館4階）
電話（082）513-2785（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年3月6日（金） 午後5時00分

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定す

る特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年3月13日(金)までに通知する。

(3) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県危機管理監危機管理課総務グループ

イ 提出期限

令和8年4月8日(水)午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る購入件名及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵便等による。

ア 持参による場合は、(5)アの日時に同イの場所において提出することとする。

イ 郵便等による場合は、次の期限までに必着することとする。

(ア) 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県危機管理監危機管理課総務グループ

(イ) 提出期限

令和8年4月17日(金)午後5時

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月20日(月)午前10時00分

イ 場所

広島市中区基町10番52号
広島県庁本館地下1階入札室

(6) 技術評価等資料に係るプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 実施場所

広島県危機管理監危機管理課

イ 実施日時

令和8年4月20日から令和8年4月24日までの間で別に指定する日

ウ 出席者

予定価格の制限の範囲内の価格の入札をした者

7 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、価格評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点と同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
免除
 - イ 契約保証金
免除
- (3) 入札者に求められる義務
上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 入札の延期及び中止
本件調達に係る令和8年度歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。
- (8) その他
入札説明書による。

なお、本件入札は、落札者との契約締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年広島県条例第29条）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決をもって本契約が成立する。

9 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県危機管理監危機管理課（広島県庁北館4階）

電話（082）513 - 2785（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）227 - 2122

メールアドレス kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

10 Summary

- (1) Article of purchase : Fire and rescue helicopter (one)
- (2) Delivery period : until 28 December 2028
- (3) Delivery place : Emergency Response and Aviation Center of Hiroshima Prefecture
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 6 March 2026
- (5) Time-limit for tender : 20 April 2026
- (6) Contact point for the notice : Crisis Management Department Crisis Management Division, Hiroshima Prefectural Government 10-52 Motomachi, Nakaku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2785 (direct dialing)